

**令和 7 年度三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 業務内容

- (1) 業務名 令和 7 年度三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで
- (3) 仕様 別添「令和 7 年度三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 留意点 本業務委託の契約は、5 月下旬頃に開催予定の令和 7 年度三重県農林水産物・食品輸出促進協議会総会において、令和 7 年度予算が成立することを条件とします。

2 契約上限額

1, 9 3 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者としします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規定を遵守し、仕様書等に基づき適正な提案を行うこと。
- (7) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行すること。
- (8) 提出書類及びその添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾すること。
- (9) 業務の円滑な推進に必要な連絡調整が行える者を 1 名以上確保すること。

4 企画提案コンペの実施方法及び最優秀提案者選定の評価基準

本企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する令和 7 年度三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「コンペ選定委員会」という。）において、書面及びプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案者を選定します。

(1) 企画提案コンペへの参加意思表示

企画提案コンペへの参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。

ア 様式及び内容

別紙様式1「企画提案コンペ参加表明書」のとおり。

イ 提出期限

令和7年5月7日（水） 17時まで

ウ 提出方法

電子メールにて提出してください。

エ 提出先

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会 事務局 佐口、藤島あて
(三重県農林水産部水産振興課)

【電子メール】 suiryu@pref.mie.lg.jp 【電話番号】 059-224-2515

※メールタイトルに「三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託企画提案コンペ参加表明書の送付」と明記し、送信してください。

※参加表明書の送信後、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(2) 商談会参加バイヤー一覧の貸与

上記(1)により、参加表明書を提出した事業者のうち、希望者には商談会参加バイヤー一覧の参考資料を貸与しますので、下記11の担当部局連絡先まで電子メールにて連絡してください。メール送信後は、電話で到達確認を行ってください。

ア 貸与品

商談会参加バイヤー一覧 (PDF データを電子メールにより貸与)

イ 貸与期間

貸与日から令和7年5月9日（金） 17時まで

ウ 留意事項

上記アの貸与品に記載している内容は他言無用とします。本コンペの応募にのみ活用してください。また、貸与したデータは保存せず、期限までに削除するとともに、削除した旨を下記11の担当部局連絡先まで電子メールにて連絡してください。

※なお、貸与に係る手続きは、平日8時30分から17時15分までの間の対応となります。

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付期間

令和7年4月21日（月） 正午まで

イ 質問方法

電子メール又はFAXにより、文書で下記11の担当部局連絡先まで送付してください。その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、送付後、電話にて、到達確認を行ってください。

ウ 回答方法

令和7年4月25日（金）17時までに、三重県のホームページ（三重県農林水産物・食品輸出促進協議会のページ）に掲載します。

（４）企画提案資料の提出

ア 提出を求める企画提案資料

以下のア）からオ）のPDFファイルを、下記エの宛先まで送付してください。
なお、提出書類の書式は任意とします。

ア) 企画提案書

※別添本業務委託仕様書に記載のある事項を網羅した提案内容としてください。

※日本産水産品等の東南アジア（特にマレーシア）に向けた輸出促進に関する業務実績（商談機会創出、コンサルティング等）があれば、その概要を記載してください。

イ) 業務執行体制図

※別添本業務委託仕様書に記載のある「現地アドバイザー」も明記すること。

ウ) 見積書

※別添本業務委託仕様書の「4 業務の内容」の項目ごとに内訳の金額を記載してください。

※見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。）

エ) 業務実施スケジュール

オ) 参考資料

その他、企画提案に関する有効な資料

イ 企画提案資料提出期限

令和7年5月9日（金）17時まで

ウ 提出方法

電子メールにて提出してください。

※提出先が受信できるメールの容量（添付ファイルを含む）の上限は、1通当たり20MBとなっています。

※メールの容量が20MBを超えそうな場合は、ファイル転送サービスを利用する等して、送付してください。

エ 企画提案資料提出先

4（1）エの提出先と同様。

※メールタイトルに「三重県産水産物等のマレーシア向け販路開拓支援業務委託企画提案資料の送付」と明記し、送信してください。

※企画提案資料の送信後、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

（５）企画提案内容のプレゼンテーション

提出された企画提案資料の内容をコンペ選定委員会で審査するにあたり、提案者によるプレゼンテーションを実施します。なお、プレゼンテーションは、下記エによる適否

評価の適合者のみが参加できます。

ア 日時

令和7年5月15日（木）14時00分から順次

※詳細は、5月13日（火）正午までに、下記エによる適否評価の適合者に対し、電子メールにて連絡します。

イ 方法

オンライン会議システム（Zoom）

※オンライン会議の参加に必要な情報は、上記アと合わせて連絡します。

ウ 内容

プレゼンテーションは、提案者がオンライン会議システム上で提出済みの企画提案資料を画面共有したうえ、行います。時間配分は以下のとおりです。

※プレゼンテーション時に画面共有できるものは、提出済みの企画提案資料のみとします。

<時間配分（予定）>

プレゼンテーション15分、質疑10分

エ 適否評価

4（4）により提出された企画提案資料について、業務の目的、条件等に照らし合わせたうえ、事前にコンペ選定委員会にて適否評価を行います。適否評価の結果は、令和7年5月13日（火）正午までに、企画提案資料の提出があった全ての者に対し、電子メールにて連絡します。

（6）最優秀提案者の選定

（5）を踏まえて、コンペ選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定します。なお、審査は、以下選定基準により行われます。

■目的適合性

- ・提案は、仕様書等に合致し、かつ具体的な内容となっているか。

■企画性

- ・輸出対象国における三重県産水産物等の販路開拓支援につながる企画となっているか。
- ・他者の提案と違う優位性が認められるか。

■実現可能性

- ・業務を遂行する上で、必要な知識や経験、ノウハウを有しているか。

■経済合理性

- ・費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。

■業務推進体制

- ・十分な業務受託体制となっているか

（7）最優秀提案者選定結果の通知

（6）による選定結果については、令和7年5月16日（金）17時までに、（5）のプレゼンテーションに参加した全ての者に対し、電子メールにて通知します。

また、選定結果（最優秀提案者名、評点、順位等）は、三重県のホームページ（三重

県農林水産物・食品輸出促進協議会のページ）に掲載します。

なお、最優秀提案者として選定された者が本業務の受託候補者となります。

5 受託候補者に提出を求める資料の内容

受託候補者との契約締結には、下記の書類が1部ずつ必要となります。各書類の提出期限については、受託候補者に別途連絡します。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額がないことの証明用）（有料）」（所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
・・・1部
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し・・・1部
- (3) 契約保証金が免除できる場合にあつては、過去3年間における今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績がわかる資料・・・1部

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会事務局（三重県農林水産部水産振興課）において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付してください。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除します。

ただし、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出してください。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載してください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会事務局（三重県農林水産部水産振興課）において行うものとし、契約者は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会長とします。

7 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

10 その他

(1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案資料の作成、企画提案コンペへの参加に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- イ 提出のあった企画提案資料については、返却しません。

(2) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
- オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 担当部局連絡先

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会水産部会 事務局 担当：佐口、藤島
(三重県農林水産部水産振興課)

電 話：０５９－２２４－２５１５ F A X：０５９－２２４－２６０８
電子メール：suiryu@pref.mie.lg.jp